2　関係人債権の弁済及び免除
⑴　清算株式会社は、本協定認可決定確定後、１ヶ月以内に、以下の方法にて弁済を行う。
ア　各関係人債権者の債権額について、「元本」、「解散日迄の利息」、及び「解散日迄の遅延損害金」で区分された額を算出する。
イ　弁済の対象となる弁済対象債権額は、「元本の額」をいう。但し、玉岡鍾一については、元本の額を50％減じた額とし、双商株式会社については、弁済率を乗じた額が13万4000円になるまで元本の額を減じる。
ウ　イにより算出された弁済対象債権額に、弁済率を乗じた金額をもって各関係人債権に対する具体的弁済額とする。
エ　清算株式会社は、ウにより算出された具体的弁済額を支払う。
⑵　関係人債権者は、本協定認可決定確定日の属する月の翌月末日に、⑴ウの具体的弁済額を控除した残余の関係人債権を免除する。
第五　追加弁済
１　一般債権者への追加弁済
⑴　第三２⑴及び第四２⑴の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各一般債権者に対し、必要な費用を控除した残額を第三２⑴イにより算出された弁済対象債権額の合計額で除して弁済率を算出し、各一般債権者の債権額に乗じた額を弁済する。この場合、第三２⑵の規定により行った一般債権の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
２　関係人債権者への追加弁済
⑴　第三２⑴及び第四２⑴の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときにおいても、関係人債権者には、追加の弁済は行わない。

以上
神戸地方裁判所姫路支部

監督命令

平成３０年（再）第１号
神戸市中央区元町通２丁目８番14号オルタンシアビル８階
再生債務者　株式会社クルーグ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　神戸市中央区御幸通６丁目１番20号　ＧＥＥＴＥＸ　ＡＳＣＥＮＴ　ＢＬＤＧ　７階　神戸Ｈ．Ｉ．Ｔ．法律事務所　弁護士　久米　知之
平成30年２月13日
神戸地方裁判所第３民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２９年（再）第８号
静岡県浜松市西区大久保町1227番地
再生債務者　村松風送設備工業株式会社
１　決議に付する計画案　平成30年２月２日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成30年３月28日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成30年３月20日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成30年３月14日
平成30年２月14日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第８１号
相模原市南区大野台２丁目30番32号
再生債務者　鮫島　晃二
１　決定年月日時　平成30年２月８日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年３月１日まで
４　一般異議申述期間　平成30年３月15日から平成30年３月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（再イ）第１号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地　１街区５棟203号
再生債務者　衛藤　圭子
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年３月６日まで
４　一般異議申述期間　平成30年３月20日から平成30年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（再イ）第９号
埼玉県所沢市大字下安松512番地の９
再生債務者　大橋　明生
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年３月６日まで
４　一般異議申述期間　平成30年３月20日から平成30年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（再イ）第１１号
埼玉県所沢市西所沢１丁目25番21号　リバティーウエスト所沢102
再生債務者　本多　克美
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年３月６日まで
４　一般異議申述期間　平成30年３月20日から平成30年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第２７５号
さいたま市北区宮原町１丁目855番地２　７―302
再生債務者　田中　　淳
１　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年３月７日まで
４　一般異議申述期間　平成30年３月22日から平成30年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成３０年（再イ）第７号
埼玉県入間郡毛呂山町目白台１丁目27番地７
再生債務者　飯森　信一
１　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年３月７日まで
４　一般異議申述期間　平成30年３月22日から平成30年４月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第３６号
千葉県木更津市上根岸279番地３
再生債務者　廣部　浩一
１　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年３月７日まで
４　一般異議申述期間　平成30年３月22日から平成30年４月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（再イ）第７６号
相模原市南区上鶴間１丁目19番９号　イーストグローブ201
再生債務者　浦田隆一郎
１　決定年月日時　平成30年２月14日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年３月７日まで
４　一般異議申述期間　平成30年３月22日から平成30年３月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（再イ）第５号
長野市川中島町上氷鉋742番地11
再生債務者　山岸由希絵
１　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年３月７日まで
４　一般異議申述期間　平成30年３月22日から平成30年３月28日まで
長野地方裁判所民事部再生係

平成２９年（再イ）第３３１号
愛知県常滑市小倉町２丁目139番地
再生債務者　渡邉　大祐
１　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年３月７日まで
４　一般異議申述期間　平成30年３月14日から平成30年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第３４２号
愛知県小牧市大字小牧原新田1227番地25
再生債務者　高野　慎吾
１　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年３月７日まで
４　一般異議申述期間　平成30年３月14日から平成30年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部